

医療法人光風会 奨学金貸付規定

（目的）

第1条 この規定は、勤勉で勤労意欲のある者に対し、高度の専門教育を修学し専門分野に関する資格を取得するための奨学金を貸付けることによって優秀な人材を育成し、もって地域の医療、福祉の充実と発展に寄与することを目的とする。

（借受資格）

第2条 奨学金は、看護学校など資格の取得を目的とする専門教育施設に在籍する者、若しくは入学予定者で次の各号に該当し、当会が適格者であると認めた者に貸付けする。

- ① 人格、学業共に優秀で、心身の健康な者。
- ② 専門教育施設を卒業し、専攻する資格を取得した後、速やかに医療法人光風会に勤務することの意志を有するもの。

（借受申請）

第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、所定の「奨学金借受申込書」に次の書類を添えて当会事務局へ申請する。

- ① 履歴書（写真添付）
- ② 原則として入学許可書または在籍証明書
- ③ 健康診断書

（貸付決定）

第4条 奨学金の貸付けを受けるもの（以下「借受者」という。）の選考は前条の書類の内容を審査し、本人面接のうえ必要に応じて適正検査を実施し、それらの結果を総合的に勘案し決定する。

- 2 奨学金の貸付けを決定した場合は、速やかに書面によりその旨を通知するものとする。
- 3 借受者は、「奨学金借受誓約書」に署名、捺印する。

（保証人）

第5条 保証人は2名とする。

- 2 前項の保証人は、奨学金の貸付けを受けた者と連携して奨学金返済の債務を負担しなければならない。
- 3 保証人は、独立の生計を営むもので、次の各号に該当しない者とする。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産の宣告を受け、復権せざる者
 - ③ 未成年者
- 4 保証人のうち、1名は父母又はこれに準ずる者とする。

- 5 保証人は、「奨学金貸付規定」の内容を確認し、「奨学金借受誓約書」に署名、捺印する。
尚、保証人の捺印する印鑑は、「実印」とする。
- 6 保証人は、次の各号に掲げる書類を当会事務局に提出しなければならない。
 - ① 印鑑証明書
 - ② 身分証明書（第5条の3項①②の証明、住所地市町村役場にて交付）
- 7 借受者は、やむを得ない事由により保証人を変更する場合は、所定の保証人変更届により承認を得た後、新保証人につき改めて本条に規定する手続きをとるものとする。

（貸付額）

第6条 奨学金の貸付額は、月額50,000円とする。

（貸付方法）

第7条 奨学金は貸付期間内の毎月、指定日に本人名義の銀行口座へ振込む方法で貸付けるものとする。

（利子）

第8条 奨学金貸付は、その貸付を受けている間は無利子とする。

（貸付期間）

第9条 奨学金の貸付期間は、原則として学校の正規の修学年限とする。

（成績表等の提出）

第10条 借受者は、学業成績及び健康診断書を毎年5月末日までに当会事務局に提出するものとする。

（異動の届出）

第11条 借受者が次のいずれかに該当する場合は、直ちに当会事務局宛に届け出なければならない。

- ① 休学した場合
- ② 停学、または退学、その他の処分を受けた場合
- ③ 連帯保証人を変更した場合
- ④ 本人または連帯保証人の氏名、身分、住所、その他重要な事項に異動のあった場合

（奨学金の停止）

第12条 第10条及び第11条の届出義務を怠った場合、奨学金の貸付を停止することがある。
尚、休学及び停学についてはその期間の貸付けを停止する。

- 2 当会に勤務することがないと判断された場合は、奨学金を停止することができる。

(奨学金の取り消し)

第13条 借受者が貸付期間中、次のいずれかに該当するに至ったときは、奨学資金の貸付けを取り消し、既に実行された奨学資金は、その金額を直ちに返済するものとする。

- ① 死亡した場合
- ② 退学した場合
- ③ 借受者が正当な事由なく長期に、或いは頻繁に講義を欠席した場合
- ④ 学業成績が著しく不良、その他事由により奨学金貸付が不適当と認められた場合

(採用)

第14条 借受者が学校を卒業し、資格を取得できる見込みとなった場合は、所定の手続きを経て採用するものとするが、借受者の責に帰する事由で採用が適当でないと当会が判断する者については採用しない場合もある。

(返済の減免)

第15条 前条の規定にかかわらず、借受者が次の各号に該当することとなった場合には貸付額の全額または一部の返済を免除することができる。

1. 貸付期間が4年（看護大学等）の場合、資格を取得して当会に5年以上勤務したとき。
ただし、貸付期間が3年の場合は4年以上、貸付期間が2年の場合は3年以上貸付期間が1年の場合は2年以上とする。
2. 借受者が資格取得後、速やかに当会に勤務するも、「奨学金返済免除表」（別紙）のとおりに奨学金貸付金額に相当する期間に至る前に退職した場合は、勤務した期間に相当する貸付金額のみを免除することとする。

(一括返済)

第16条 借受者が資格取得後、当会以外へ就職する場合は、直ちに一括して貸付金の金額を返済しなければならない。

- 2 借受者が資格を取得できなかった場合は、保証人と連帯して直ちに貸付金の金額を一括して返済しなければならない。
- 3 第14条の規定で、借受金の責に帰する事由で当会の判断により採用しない者については、直ちに貸付金の金額を一括して返済しなければならない。
- 4 第15条2項の退職時における奨学金貸付金額に相当する期間に至らなかった期間分の貸付金は、直ちにその金額を一括して返済しなければならない。

第17条 前条の返済について、一括返済が困難と法人が判断した者に限り、分割返済を認める場合がある。利率は年3%とする。但し、月の返済を怠ったと認められる場合は、直ちに法人が指定する日までに全額（未払い分利息を除く）を一括して返済しなければならない。

(返済の猶予)

第18条 第16条2項に該当する者が引き続き資格取得を目指すことで、奨学金貸付返済の延期を願い出た場合、当会の判断により奨学金返済義務を猶予することができる。

但し、1年を限度とする。

2 前項の規定による奨学金貸付返済の猶予を受けようとする者は、「貸付返済猶予申請書」を当会事務局に提出しなければならない。

附則

1. この規定は、平成27年4月1日より実施する。
2. 別表一返済免除表平成28年7月22日改定

別表

第 15 条の 2 項に関する奨学資金返済免除表

貸付期間	全額免除相当勤務年数
1 年以内	1 年
1 年	2 年
2 年	3 年
3 年	4 年
4 年	5 年

※返済利率については年利 3 %とする。